

答 申 書
(答 申 第 252 号)
平成 29 年 11 月 17 日

1 審査会の結論

北海道警察本部が審査請求人に係る充当通知書について不存在としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象個人情報は、〇〇〇所有車に係る第〇〇〇号の「充当通知書（謄本）」（道本交指第 4084 号の第 68 号様式）に係る審査請求人の個人情報（以下「本件個人情報」という。）である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部（以下「実施機関」という。）は、本件個人情報を記載した充当通知書は作成していないことを理由として、北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号。）第 22 条の規定に基づき、個人情報不存在通知処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、「放置違反金の納付命令、督促及び滞納処分に関する事務処理要領」では、放置違反金を差押え又は交付要求により充当した後は、滞納者に対しては、充当通知書により通知するものとしていることから、本件開示請求に対して充当通知書を不存在とするのは誤りであると主張しており、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

充当通知書は、平成 28 年 3 月 29 日付け道本交指第 3946 号の警察本部長名の通達「放置違反金の納付命令、督促及び滞納処分に関する事務処理要領について」（以下「事務処理要領」という。）により様式が定められ、滞納者から金銭を差し押さえ、又は交付要求により金銭の交付を受けた場合に、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 129 条第 2 項の規定に基づき、当該差し押さえた金銭又は交付要求により交付を受けた金銭を放置違反金に充当した場合に作成するものであると説明する。

また、本件処分に係る事案は、請求人が口座を開設している金融機関に対して、請求人が有する債権（預金の払戻請求権）を差し押さえたものであり、当該差し押さえた債権については、国税徴収法第 129 条第 1 項の規定に基づき、放置違反金に配当し、事務処理要領で定められた「配当計算書」を作成して、その謄本を請求人に送付したとしている。

イ 当審査会として、本件処分に係る事案について確認したところ、滞納者から金銭（現金）を差し押さえ、又は交付要求により金銭の交付を受けたものではなく、請求人が有する預金の払戻請求権を差し押さえたものであり、国税徴収法第 129 条第 1 項の規定に基づき、放置違反金に配当し、事務処理要領で定められた「配当計算書」を作成して、その謄本を請求人に送付することに誤りがないことが確認された。

したがって、本件処分に係る事案は「充当通知書」の作成は要しないことから、不存在としたものであり、請求人の主張には理由がないものであるため、実施機関が本件個人情報を不存在としたことは妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成29年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号 557） ○ 実施機関から関係書類（(1)諮問文、(2)審査請求書の写し、(3)個人情報開示請求書の写し、(4)個人情報不存通知書の写し、(5)審査請求の概要、(6)弁明書の写し）
平成29年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成29年7月26日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成29年9月7日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案骨子審議
平成29年11月1日 （第92回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案審議
平成29年11月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申